

第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、石川県や加賀市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物及び文化財保護法に基づき登録されている建造物については、それぞれ該当する法律及び条例に基づき適切に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却^{じょきやく}に係る市長への届出及び勧告等^{かんこく}を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴^{ふくげん}の調査・記録を行ったうえで、その構造や特徴の保存を基本とする。また、往時の姿に復原することも認める。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から眺め見ることができるような措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し十分な協議のうえ、実施することとする。

2. 個別の事項

(1) 県及び市の指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市の指定文化財は、石川県及び加賀市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、その構造や特徴の保存を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値に影響を与えない範囲で行うこととする。

特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、その外観を主対象とするが、その構造や特徴の保存を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

景観重要建造物は、景観法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は

第8章 歴史的風致県政建造物の管理の指針となるべき事項

その外観を主対象とするが、その構造や特徴の保存を基本とする。

また、歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

（４）その他の歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定の文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象とするが、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 石川県文化財保護条例の規定に基づく石川県指定有形文化財で、現状変更等の許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③ 加賀市文化財保護条例に基づく加賀市指定有形文化財で、現状変更等の許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合